



平成 22 年 11 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社だいこう証券ビジネス
代表者名 代表取締役社長 山 本 晃
(コード番号：8692 東証・大証 第1部)
問合せ先 企画総務部長 金子 文 郎
(電話番号：03-3666-9378)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 11 月 26 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 22 年 12 月 24 日開催予定の臨時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社は、平成 23 年 1 月 1 日を効力発生日とする会社分割により、証券代行業を三菱UFJ信託銀行株式会社および三菱UFJ代行ビジネス株式会社に承継させることに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- ①現行定款第 2 条 (目的) につきまして、「株主名簿の管理およびその他の株式事務の代理」(第 2 号) および「広告代理業」(第 9 号) を削除するものであります。
- ②平成 23 年 1 月 1 日をもって、株主名簿管理人を設置いたしますので、これに関する規定を新設するものであります。
- (2) 現行定款第 3 条 (本店の所在地) を当社の実情に合わせ、また事務の効率化を図るため、大阪市から東京都中央区に変更するものであります。
- (3) 本店の所在地の変更に伴い、現行定款第 13 条 (開催場所) につき、所要の変更を行うものであります。
- (4) 上記変更に伴う条数および号数の変更を行うものであります。
- (5) 各条項の変更の実施時期を明確にするため、付則を設けるものであります。なお、この付則は、効力発生日経過後これを定款から削除いたしたいと存じます。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は、変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(目 的) 第 2 条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。 (1) <条文省略> (2) 株主名簿の管理およびその他の株式事務の代理 (3) ~ (8) <条文省略> (9) 広告代理業	(目 的) 第 2 条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。 (1) <現行どおり> <削除> (2) ~ (7) <現行どおり> <削除>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(10) ~ (18) <条文省略> (本店の所在地) 第3条 当社は、本店を<u>大阪市</u>に置く。</p> <p>第4条~第10条 <条文省略> <新 設></p> <p>第11条~第12条 <条文省略> (開催場所) 第13条 当社は、<u>東京都または大阪府</u>で株 主総会を開催する。</p> <p>第14条~第43条 <条文省略> <新 設></p>	<p>(8) ~ (16) <現行どおり> (本店の所在地) 第3条 当社は、本店を<u>東京都中央区</u>に置 く。</p> <p>第4条~第10条 <現行どおり> (株主名簿管理人) 第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱 場所は、取締役会の決議によって定め、 これを公告する。 3 当社の株主名簿および新株予約権 原簿の作成ならびに備置きその他の株主 名簿および新株予約権原簿に関する事務 は、これを株主名簿管理人に委託し、当 社においては取り扱わない。</p> <p>第12条~第13条 <現行どおり> (開催場所) 第14条 当社は、東京都で株主総会を開催 する。</p> <p>第15条~第44条 <現行どおり> 付則 第1条 第2条(目的)および第11条(株主 名簿管理人)の変更は、平成23年1月1日 に効力を生じるものとする。本条は、効力 発生日経過後はこれを削除する。</p> <p>第2条 第3条(本店の所在地)の変更は、 平成23年3月31日までに開催される取締 役会において本店移転を決議し、本店移転を 現実にしたときに効力を生じるものとし る。本条は、効力発生日経過後はこれを削 除する。</p> <p>第3条 第14条(開催場所)の変更は、平成 23年4月1日に効力を生じるものとする。 本条は、効力発生日経過後はこれを削除す る。</p>

以 上